平成２１年（再ロ）第７号
福岡県久留米市安武町住吉352番地１
再生債務者　深川　保明
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月19日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年３月26日まで
平成22年３月５日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第８号
秋田県横手市平鹿町醍醐字上醍醐43番地　醍醐団地Ａ－４
再生債務者　後藤　豊文
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月18日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年３月29日まで
平成22年３月８日　秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（再ロ）第５号
山形県西置賜郡小国町大字緑町３丁目41番地
再生債務者　高橋　憲久
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月３日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年３月29日まで
平成22年３月８日　山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（再ロ）第３０号
堺市西区鳳東町５丁422番地５
再生債務者　粂田　　大
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月２日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年４月２日まで
平成22年３月５日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１００９７号
東京都調布市国領町５―58―１―201
再生債務者　寺野段充弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１０１０１号
東京都江東区大島５―42―１―402
再生債務者　安井　義行
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年12月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１０１３３号
東京都豊島区東池袋３－８－８―401
再生債務者　大楠　　彰
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年２月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１０１４４号
埼玉県さいたま市緑区原山１－９―20
再生債務者　本木　明広
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年２月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１０１６８号
東京都練馬区田柄２―27―29―206
再生債務者　岩鼻　秀人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年２月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第９６号
大阪市此花区高見１丁目３番36―304号
再生債務者　今塩屋五吉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年２月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第３６号
宮城県黒川郡富谷町成田４丁目21番地１
再生債務者　日下　春光
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年３月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月３日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第９４号
大阪市東住吉区西今川２丁目９番11号
再生債務者　川畑　孝徳
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年３月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第１７号
広島市安佐南区伴北７丁目16番23号
再生債務者　川本　　昇
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年３月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月４日
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（再ロ）第１５号
福岡県朝倉郡筑前町二15番地８
再生債務者　中村　弘子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年２月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月３日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第６５号
大阪府枚方市牧野本町２丁目８番20号
再生債務者　池田　幸久
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年３月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第３号
秋田県能代市河戸川字下大須賀21番地８
再生債務者　神田加乃子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年３月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月８日　秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（再ロ）第６号
島根県出雲市湖陵町常楽寺376番地３
再生債務者　井上　浩行
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年３月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月８日
松江地方裁判所出雲支部民事部

会社その他の公告

新設分割公告
当社は、新設分割により新設する株式会社オメガ（住所東京都港区南青山二丁目二番八号）に対して当社の経営コンサルティング事業、これに附帯する業務の一部に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年十月二十六日
掲載頁　一一九頁（号外第二二七号）
平成二十二年三月十二日
東京都港区南青山二丁目二番八号
Ｑ　ａｎｄ　Ｃｏｍｐａｎｙ株式会社
代表取締役　ウィルポン由貴

新設分割公告
当社は、新設分割により新設する株式会社ベイサイド２９５（住所大阪市淀川区西中島四丁目二番二四号）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年三月十二日
大阪市淀川区西中島五丁目五番一五号
合同会社ベイサイド２９５
大阪市淀川区西中島五丁目五番一五号
代表社員　一般社団法人レジデンシャル１
職務執行者　豊崎　　優